# 入札説明書

【電子入札システム対象案件/総合評価落札方式】

業務名称:情報システム Portfolio Management Office (PMO) 支援業務

調達管理番号: 24a00476

第1 入札手続

第2 業務仕様書(案)

第3 技術提案書の作成要領

第4 経費に係る留意点

第5 契約書(案)

別添 様式集

2024 年 9 月 6 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

#### 第1 入札手続

#### 1. 公告

公告日 2024年9月6日

調達管理番号 24a00476

#### 2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

#### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称:情報システム Portfolio Management Office (PMO) 支援業務
- (2) 選定方式:一般競争入札(総合評価落札方式)
- (3) 業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり
- (4) 業務履行期間 (予定): 2024年11月中旬から2027年11月中旬

#### 4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部 契約推進第三課

【電話】03-5226-6609

【メールアドレス】e sanka@jica.go.jp

※ 当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica. go. jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

#### (2) 書類等の提出方法

1)入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出方法については、別紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記(1)の連絡先までお問い合わせください。

2) 電子入札による入札書の提出方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

\*JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方はお早めにご準備ください。

①認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル(設定~利用者登録)」をご参照ください。認証局によりますが、ICカードの発効には2~4週間かかります。

②団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7~10 営業日かかります。

#### 【団体情報登録】

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html

#### 3)書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、技術提案 書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原 則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お 間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの6ページを参照ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

#### 5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 1 5 年細則 (調) 第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指 します。 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けてい る者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a )競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b )資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c )資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

#### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1)全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有する こと。(等級は問わない)

2) 財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

3) 秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証(親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。)されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。

4) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

a)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社 法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する 会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225 号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会 社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社を いう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する

役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の 役員を現に兼ねている場合

- i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社に おける監査等委員である取締役
  - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資 会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定す る定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされて いる社員を除く。)
- iv. 組合の理事
- v. その他業務を遂行する者であって、i からiv までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合 その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ る場合。

※留意事項:競争に参加しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を 行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基 づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵 触するものではありません。

#### (3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき

または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

#### (4) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (4) -2 本件入札の特例事項

調達の公平性を確保するため、本調達仕様書に示す業務の受託者及び同事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の場合は、今後調達が予定されているシステム開発など、本件業務の受託者が本調達仕様書に示す業務にて調達仕様書/業務仕様書の作成に直接関与した調達案件の入札に参加することはできません。

#### (5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 手続全般にかかる事項(1) 書類等の提出先」まで電子メールで提出してください。

提出方法、締切日時および確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

#### 1)提出書類:

- a ) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b ) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 資本関係又は人的関係に関する申告書
- d ) 財務諸表 (決算が確定した過去3会計年度分の財務三表)
- e) 秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則(本文含む)
- f)競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図 競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フラ ンチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、 業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又は契 約(名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契 約等を含む。)関係図とします。
- g ) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、 持株比率
- h)競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴
- i ) 情報セキュリティに関する資格・認証 (取得している場合)
- i) 共同企業体を結成するときは、次の2点の提出が必要です。
  - ・共同企業体結成届
  - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(すべての書類)

※留意事項:f)及びg)に関連し、発行済株式の33.4%(1/3)以上を単独で保有する法人がいる場合は、当該法人に関するd)~i)を説明すること。なお、当該法人についても発行済株式の33.4%(1/3)以上を単独で保有する法人がいる場合は、上記基準に従い、同様の報告を行うこと。これは発行済株式の33.4%(1/3)以上を単独で保有する法人に対して繰り返し適用する。また、当該資本関係にある法人との間の情報共有ルールについてもe)を含めて説明すること。

#### 2) 追加資料提出の指示

競争参加資格要件、特に、「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る 資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合 には、提出期限を明示して、追加資料の提出を求めることがあります。提示さ れた提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないことがあります。

また、「主要な業務従事者が秘密情報を取り扱うにふさわしい者」であるかの 判断について、技術提案書が提出された後に、業務従事者にかかる追加資料 の提出を求める場合があります。

3) 確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

#### 6. その他関連情報

(1)入札説明書の資料の交付方法

入札説明書の一部資料(「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2024年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2024年4月1日版)」)に関してはメールまたは大容量ファイル送受信ソフト(GIGAPOD)を通じて交付します。交付方法は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。資料の交付を希望する場合、「機密保持誓約書」(様式集参照)をメールに添付し「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」へ提出ください。

(2)入札説明書の資料の閲覧方法

入札説明書の一部資料(情報システム整備計画(抜粋)、IT 戦略(2022~2026年度)(抜粋)システム開発の手引き(抜粋)等開発支援文書、独立行政法人国際協力機構情報システム管理規程及び関連準内部規程、執務要領等)の閲覧が可能ですので「4.手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。なお、資料閲覧の際に「機密保持誓約書」(様式集参照)を提出していただきます。

#### 7. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1) の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。 https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2024.html
- (4)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加 希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回 答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### 8. 辞退届の提出

(1)競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先: e\_sanka@jica.go.jp

件名:【辞退】(調達管理番号)\_(法人名)\_ 案件名

- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札 において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

#### 9. 技術提案書・入札書

#### (1)提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1)技術提案書は、可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、別紙「手続・締切日時一覧」の提出期限までに、「4. 手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」へ、メール添付にて提出ください。
- 2)入札書は、入札書受付締切日時までに電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。なお、総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」(3桁の半角数字)を必ず入力してください。また、入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

#### (2) その他

- 1) 一旦提出された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3)技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- 4)入札保証金は免除します。

#### (3)技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1)提出期限後に提出されたとき。
- 2)提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第1入札手続き4.(2)3)を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

#### 10.技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。 通知期限までに結果が通知されない場合は、上記「4.(1)書類等の提出先」までメールでお問い合わせ下さい。

#### 11. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システ

ムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格 となります。

- (1)入札開始日時:2024年11月7日(木)14時00分
- (2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「13.入札方法等」をご覧ください。

#### 12. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(入札者側の PC のトラブルによる場合も含む)。

#### 13. 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2)入札会の手順
  - 1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

- 2) 再入札及び不落随意契約交渉
- a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札 通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入 札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2 回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交 渉に応じて頂く場合があります。
- (3)入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して 必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

- (4)予定価格の範囲内で総合点(技術点と価格点の合計)が同点となった者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。
- (5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定す

る場合があります。

#### 14.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 15. 落札者の決定方法

総合評価落札方式 (加算方式) により電子入札システム上で落札者を決定します。

(1) 評価項目

評価対象とする項目は、「第3技術提案書の作成要領」の別紙評価表の評価項目 及び入札価格です。

(2)評価配点

評価は300点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点200点

価格点100点

とします。

#### (3) 評価方法

#### 1)技術評価

「第3 技術提案書の作成要領」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入します) し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が 十分期待できるレベルにある。	8 0 %以上
当該項目については、一般的な水準に達しており、業	80%未満
務の履行が十分できるレベルにある。	60%以上
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困	
難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価に	60%未満
<u>よっては、全体業務は可能と判断</u> されるレベルにあ	4 0 %以上
る。	
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提</u>	
案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目	4 0 %未満
の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレ	ナ 〇 /0/八川
ベルにある。	

なお、技術評価点が60%、つまり200点満点中120点(「基準点」という。)を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

また、WLB 等推進企業(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少

年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業)への評価については、「第3 技術提案書の作成要領 2.技術提案 書作成にあたっての留意事項(2)」をご参照ください。

#### 2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点=(予定価格-入札価格)/予定価格×(100点)

3)総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

#### (4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。<u>落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)をメールで提出ください</u>。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

#### (5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を 失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」 と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の 秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場 合

#### 16.契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第5 契約書(案)」 に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面に よる契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4)契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

#### 17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を 有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表しま す。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照 願います。 URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html) 競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a ) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - d ) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法 人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財 務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 18. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2)技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。
- (4)技術提案書の評価結果が不合格であった者の事前提出済み入札書の電子データ は電子入札システム上で開札せず、無効として処理します。
- (5)技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.手続全般にかかる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (7) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。

同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。 本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

(https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase\_kokunai\_230125.pdf)

#### 第2 業務仕様書(案)

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」)が実施する「情報システム Portfolio Management Office (PMO) 支援業務」(以下「本件業務」)に関する業務の内容を示すものです。本件業務の受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

#### 1. 業務の背景

機構では、従来からシステムの企画、要件定義、設計・開発、運用・保守管理等については、システムの導入を希望する部署が業務を担当する体制としている(以下、「業務主管部制」という。)。情報システム部は、他部署の支援業務を行ってきたが、体系的・恒常的な支援体制はなく、各主管部からの依頼・相談を受けた場合に、助言等の支援を行っていた。

一方で、政府においては、コロナ禍を契機に「デジタル庁」の創設をはじめ、ITの活用促進、デジタル政策の一元化等の動きを急速に加速化させる中、こうした政府の動きに適応することも必要となった。また、同庁が独立行政法人等公的機関を対象とした「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を策定し、全独立行政法人におけるPMOの設置が義務付けられるとともに、同方針に準拠した整備・管理を行うことが求められた。

このような状況を受け、2021年4月に各主管部におけるIT化促進、及び組織横断的な支援体制構築のため、情報システム部にPMOを設置。準備期間を経て、2022年度よりPMO活動を本格的に開始。各主管部のシステム企画書について、2024年5月までに20件の作成を支援。開発やその内容(投資対効果の確認や評価指標の設置を含む)の妥当性確保・適正化、妥当なコスト設定を支援。その他、運用開始したシステムの事後評価の実施、システム開発の知見を共有する会議の開催等、情報システムの適正運用に向けた統制・支援活動を実施。また、現在においては、PMOが組織全体の情報システム予算の一元的管理を実施。

#### 2. 業務の目的

本調達は、1. 業務の背景を踏まえ、情報システム部 IT 企画課に設置している PMO 事務局のメンバとして専門的・技術的見地から PMO 事務局業務を支援すべく、外部の専門家に委託するもの。

#### 3. 履行期間(予定)

2024年11月中旬~2027年11月中旬

#### 4. 業務の内容

デジタル庁のデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能 (14 機能) に基づいて、委託業務内容を整理。本件業務で対応する事項は、14 機能中 7 機能 (計画管理、プロジェクト推進責任者等、予算管理、執行管理、情報資産管理、PJMO 支援、政府情報システムにかかる文書管理)であり、同機能を基に整理した以下の内容について専門的・技術的見地から業務を実施する。原則として、以下の業務は受注者にて実務を行い、機構は受注者の円滑な作業に向けた調整および当該作業内容のとりまとめ・承認を行う。

- 4.1. 各業務システムの更改等企画書策定における確認・助言
- 4.2. 各システムの進捗状況の定期的な把握・報告と対策を要する際の助言
- 4.3. 各業務システムの稼働後等評価における確認・助言
- 4.4. 業務システム主管部担当者名簿の定期的な更新等維持管理と改善提案
- 4.5. 情報システム整備計画の改訂にかかる各業務システムの予算要求状況の把握
- 4.6.情報システム整備計画の改訂にかかる可視化等分析支援と投資配分適正化の助言
- 4.7.システムに係る予算執行状況の把握・報告
- 4.8.システムにかかる費用の適正化に向けた作業内容精査および助言・提案
- 4.9. 各業務システムの基本情報やシステム構成等情報資産の定期的な棚卸等の管理
- 4.10. 情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向けた再利用や活用の助言・提 案
- 4.11. 各業務のシステム化に関するコンサルテーション支援
- 4.12. 情報システムの整備・運営にかかる各種資料確認・助言及び定期会議出席
- 4.13.情報システムの整備・運営にかかる知見等教訓の集約・管理
- 4.14.システム担当者 (PM) コンピテンシー向上施策の検討・実施
- 4.15. 業務システム間情報共有会の会議体運営
- 4. 16. プロジェクトマネジメント情報システム(PMIS)の運営・維持および改善提案
- 4. 17. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関する文書 (既存文書の改訂含む) 標準化 支援
- 4. 18. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関するプロセス改善検討・提案
- 4.19.システム開発手法等情報収集支援
- 4.20.PMO 運営に係る支援

本件業務にて想定する主な業務の数量を以下に示す。なお、各作業項目において想定 作業量を記載しているが、作業の集約等により効率化を図ることができる場合は受注 者から提案すること。

作業項目	数量(人月)
4.1.各業務システムの更改等企画書策定における確認・助言	15. 0
4.2. 各システムの進捗状況の定期的な把握・報告と対策を要する際の助	7. 5
言	
4.3.各業務システムの稼働後等評価における確認・助言	6. 0
4.4.業務システム主管部担当者名簿の定期的な更新等維持管理と改善提	0. 2
案	
4.5.情報システム整備計画の改訂にかかる各業務システムの予算要求状	1. 5
況の把握	
4.6.情報システム整備計画の改訂にかかる可視化等分析支援と投資配分	0. 9
適正化の助言	
4.7.システムに係る予算執行状況の把握・報告	3. 6
4.8.システムにかかる費用の適正化に向けた作業内容精査および助言・	6. 0
提案	
4.9 各業務システムの基本情報やシステム構成等情報資産の定期的な棚	0. 6
卸等の管理	
4.10.情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向けた再利用や	1. 5
活用の助言・提案	
4.11. 各業務のシステム化に関するコンサルテーション支援	6.0
4.12.情報システムの整備・運営にかかる各種資料確認・助言及び定期会	2. 3
議出席	
4.13.情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向けた再利用や	1. 2
活用の助言・提案	
4.14.システム担当者 (PM) コンピテンシー向上施策の検討・実施	3. 0
4.15.業務システム間情報共有会の会議体運営	3. 0
4.16. プロジェクトマネジメント情報システム (PMIS) の運営・維持およ	3. 6
び改善提案	
4.17. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関する文書(既存文書の改訂	7. 2
含む)標準化支援	
4.18. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関するプロセス改善検討・提	5. 4
案	0.0
4.19.システム開発手法等情報収集支援	0.9
4. 20. PMO 運営に係る支援	1.7
計	77. 1

### なお、上記の数量は以下の想定をもとに算出した。

業務	内容	想定数量
支援対象システ	PMO が支援対象とするシステム	35 システム(2024 年現
厶		在の基幹システム数)
システム間情報	支援対象システム担当者を対象に PMO	四半期に1回程度
共有会議	が主催する情報共有を目的とした会議	
PMO 事務局会議	PMO 内部のマネジメント会議。本件業務	原則として週1回
	全体を対象とする	

#### 4. 1. 各業務システムの更改等企画書策定における確認・助言

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、各業務システムの更改等企画書策定における確認・助言を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「計画管理」に対応する業務である。

想定業務量として、年間10システム(2023年度実績)の企画書を対象とし、1システムへの確認・助言に要する平均時間を10日程度、3年間とする。なお、支援対象システムの事情により確認・助言時間は調整するものとする。

#### 4. 2. 各システムの進捗状況の定期的な把握・報告と対策を要する際の助言

本業務は、PMO事務局向けに、各システムの進捗状況の定期的な把握・報告と対策を要する際の助言を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「計画管理」に対応する業務である。

想定業務量として、支援対象システムの状況把握と報告を週1回とし、1回あたりに要する作業時間を1日程度、3年間とする。

#### 4. 3. 各業務システムの稼働後等評価における確認・助言

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、各業務システムの稼働後等評価における確認・助言を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「計画管理」に対応する業務である。

想定業務量として、年間4システム(2023年度実績)の稼働後システムを対象とし、 1システムへの確認・助言に要する平均時間を10日程度、3年間とする。なお、支援対象 システムの事情により確認・助言時間は調整するものとする。

#### 4. 4. 業務システム主管部担当者名簿の定期的な更新等維持管理と改善提案

本業務は、PMO事務局向けに、業務システム主管部担当者名簿の定期的な更新等維持管理と改善提案を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「プロジェクト推進責任者等」に対応する業務である。

想定業務量として、支援対象システムに対して年4回、1回あたりに要する作業時間を 2時間程度、3年間とする。

#### 4. 5. 情報システム整備計画の改訂にかかる各業務システムの予算要求状況の把握

本業務は、PMO事務局向けに、情報システム整備計画の改訂にかかる各業務システムの予算要求状況の把握を行うもの。機構においては、IT 戦略や情報システム管理規程等に従って今後 5 年間の予算見通しやシステム更改状況を情報システム整備計画として、年度ごとにまとめている(策定1回、見直し1回)。受注者は、年度で2回の改訂作業にあたりの各業務システム担当者へヒアリングを行い予算要求状況を把握する。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「予算管理」に対応する業務である。

想定業務量として、支援対象システムに対して年2回、1回あたりに要する作業時間を 5日程度、3年間とする。

## 4. 6. 情報システム整備計画の改訂にかかる可視化等分析支援と投資配分適正化の助言

本業務は、PMO事務局向けに、情報システム整備計画の改訂にかかる可視化等分析支援と投資配分適正化の助言を行うもの。機構が整備計画を策定するにあたり、受注者は、専門的・技術的見地やヒアリング状況を踏まえて、システムポートフォリオ分析・助言を行う。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「予算管理」に対応する業務である。

想定業務量として、支援対象システムに対して年2回、1回あたりに要する作業時間を 3日程度、3年間とする。

#### 4. 7. システムに係る予算執行状況の把握・報告

本業務は、PMO事務局向けに、システムに係る予算執行状況の把握・報告を行うもの。 デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO機能「執行管理」に対応する 業務である。

想定業務量として、支援対象システムに対して月1回、1回あたりに要する作業時間を2日程度、3年間とする。

#### 4. 8. システムにかかる費用の適正化に向けた作業内容精査および助言・提案

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、システムにかかる費用の適正化に向けた作業内容精査および助言・提案を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「執行管理」に対応する業務である。

想定業務量として、年間 4 システム程度の運用保守フェーズにあるシステムを対象とし、1 システムの作業内容精査および助言・提案に要する平均時間を 10 日程度、3 年間とする。なお、支援対象システムの事情により作業内容精査および助言・提案時間は調整するものとする。

### 4. 9. 各業務システムの基本情報やシステム構成等情報資産の定期的な棚卸等の管理

本業務は、PMO事務局向けに、各業務システムの基本情報やシステム構成等情報資産の定期的な棚卸等の管理を行うもの。これまでの PMO 活動の成果として各システムの最新情報等の情報一元化はコミュニケーション基盤である Teams を活用した PMIS (Project Maganement Information System) にて進行しているが、今後は各システムのライフサイクル全体(計画〜開発〜運用〜廃棄)の情報管理についてシステム履歴(カルテ)化を検討中である。システム履歴に関しては各システム側にてタイムリーに情報を更新される想定であるが、PMO事務局として年間2回程度の棚卸作業を予定。受注者は、PMIS あるいはシステム履歴(カルテ)を用いた情報資産棚卸の支援および改善提案を行う。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「情報資産管理」に対応する業務である。

想定業務量として、支援対象システムに対して年2回、1回あたりに要する作業時間 を2日程度、3年間とする。

#### 4. 10. 情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向けた再利用や活用の助 言・提案

本業務は、PMO事務局向けに、情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向けた再利用や活用の助言・提案を行うもの。受注者は、機構が整備している PMIS やシステム履歴 (カルテ) 化の状況を踏まえ、機構システムの機能・データの再利用や活用に関する助言・提案を行う。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「情報資産管理」に対応する業務である。

想定業務量として、年2回、1回あたりに要する作業時間を5日程度、3年間とする。

#### 4. 11. 各業務のシステム化に関するコンサルテーション支援

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、各業務のシステム化に関するコンサルテーション支援を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「PJMO支援」に対応する業務である。

想定業務量として、年間 4 システム(2023 年度実績)を対象とし、1 システムへのコンサルテーションに要する平均時間を 10 日程度、3 年間とする。なお、支援対象システムの事情によりコンサルテーション時間は調整するものとする。

#### 4. 12. 情報システムの整備・運営にかかる各種資料確認・助言及び定期会議出席

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、情報システムの整備・運営にかかる各種資料確認・助言及び定期会議出席を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「PJMO 支援」に対応する業務である。

想定業務量として、1回あたり2時間程度とし、週1回、3年間とする。なお、支援対象システムの事情により各種資料確認・助言時間及び定期会議出席回数は調整するものとする。

#### 4. 13. 情報システムの整備・運営にかかる知見等教訓の集約・管理

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、情報システムの整備・運営にかかる知見等教訓の集約・管理を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「PJMO 支援」に対応する業務である。

想定業務量として、年間4システム(2023年度実績)を対象とし、1システムへの知見等教訓の集約・管理に要する平均時間を2日程度、3年間とする。

#### 4. 14. システム担当者(PM)コンピテンシー向上施策の検討・実施

本業務は、PMO事務局として支援対象システム向けに、システム担当者(PM)コンピテンシー向上施策の検討・実施を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「PJMO 支援」に対応する業務である。

想定業務量として、年間 2 回程度、1 回あたりの検討・準備に要する平均時間を 10 日程度、3 年間とする。

#### 4. 15. 業務システム間情報共有会の会議体運営

本業務は、PMO 事務局として支援対象システム向けに、業務システム間情報共有会の

会議体運営を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「PJMO 支援」に対応する業務である。

想定業務量として、年間4回程度、支援対象システム担当者を集めた情報共有会1回 あたりの運営に要する平均時間を5日程度、3年間とする。

## 4. 16. プロジェクトマネジメント情報システム (PMIS) の運営・維持および改善提案

本業務は、PMO事務局向けに、プロジェクトマネジメント情報システム(PMIS)の運営・維持および改善提案を行うもの。機構における PMIS は、コミュニケーション基盤である Teams を活用して整備済みであるが、効率的な運営・維持に向けた改善を継続的に行うものである。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「政府情報システムに係る文書管理」に対応する業務である。

想定業務量として、1か月あたり2日程度、3年間とする。

# 4. 17. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関する文書(既存文書の改訂含む)標準化支援

本業務は、PMO事務局向けに、ITガバナンス及びITマネジメントに関する文書(既存文書の改訂含む)標準化支援を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「政府情報システムに係る文書管理」に対応する業務である。

想定業務量として、1か月あたり4日程度、3年間とする。

#### 4. 18. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関するプロセス改善検討・提案

本業務は、PMO事務局向けに、IT ガバナンス及び IT マネジメントに関するプロセス 改善検討・提案を行うもの。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおける PMO 機能「政府情報システムに係る文書管理」に対応する業務である。

想定業務量として、1か月あたり3日程度、3年間とする。

#### 4. 19. システム開発手法等情報収集支援

本業務は、PMO事務局向けに、DX、クラウド、ノーコード・ローコード開発、RPA等業務自動化、アジャイル等開発、業務分析手法やシステム開発手法等の幅広い技術分野を対象とした先進事例の情報収集を行う。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインにおけるPMO機能「政府情報システムに係る文書管理」に対応する業務である。

想定業務量として、1か月あたり0.5日程度、3年間とする。

#### 4. 20. PMO 運営に係る支援

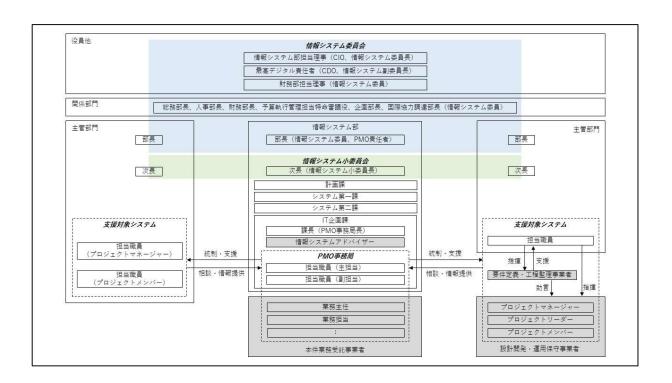
本業務は、PMO事務局向けに、PMO運営に係る支援を行うもの。受注者は週次でPMO運営会議を主催し、日々のPMO活動内容をPMO内で共有・報告する。なお、機構においてはPMO活動自体の評価を半期に一度の頻度で情報システム委員会等の会議体にて報告を予定しており、受注者は上記運営会議資料を基礎とした報告内容策定支援を行う。

想定業務量として、PMO 運営会議は1回あたり準備1時間・会議1時間程度とし、原 則週1回、3年間とする。年度で2回のPMO活動評価報告書作成支援については上記想 定業務量の範囲内で行うものとし、それに伴う運営会議の頻度の調整は可能とする。

#### 5. 業務実施上の留意事項

#### 5. 1. ステークホルダー

本件業務の主なステークホルダーを下図および下表に示す。これを踏まえて適切な 実施体制・連絡体制を構築すること。



分類•要素	内容・構成
情報システム委員会	情報システムを統制する組織。情報システム部担当理事を長
	とする。
情報システム小委員	情報システム委員会の下部組織。情報システム部次長を長と
会	する。
要件定義・工程監理	支援対象システムの要件定義を支援する目的で主管部門に傭
事業者	上される事業者。また、設計開始以降は同事業者が引き続き工
	程監理を行う場合もあるため一つにまとめている。
設計開発・運用保守	主管部門との契約により支援対象システムの設計開発を行う
事業者	事業者。また、システム稼働後に同業者が引き続き運用保守を
	行う場合もあるため一つにまとめている。
本件業務受託事業者	本件業務を請け負う事業者
支援対象システム	PMO が支援の対象とするシステム。業務システムを主管する各
	部署の担当職員および当該システムの要件定義や設計開発・
	運用保守を担う事業者で構成される。
PMO 事務局	情報システム部に設置した PMO の事務局機能を IT 企画課にて
	担うもの。IT 企画課職員および本件業務受託事業者により構
	成される機構の業務システムのポートフォリオ管理組織。

主管部門	支援対象システムのシステムオーナー。主管部門はシステム
	の専担ではないため、ヒアリング等を実施する場合には計画
	的に準備を行い、目的を十分に説明し理解を得た上で実施す
	ること。
情報システム部	本件業務の主管部門。計画課、システム第一課、システム第二
	課、IT企画課で構成される。
計画課	情報システム部内にて主に統制面を所管する
システム第一課	情報システム部内にて主に情報基盤を所管する
システム第二課	情報システム部内にて主に金融システムを所管する
IT 企画課	情報システム部内にて主に他部署支援を所管する。PMO の実施
	主体。
情報システムアドバ	情報システムに関する仕様書や見積金額の妥当性評価等に関
イザー	する第三者視点での確認業務を担うため傭上された事業者

#### 5. 2. 受託事業者の実施体制

受注者は、類似業務の受注実績を持ち、本件業務に関連する有識者やナレッジを多く有し、本件業務の従事者に対するバックサポート体制を整え、本件業務の従事者がそれら有識者やナレッジを活かせる環境を確立していることが必要である。

本件業務の遂行に当たり、少なくとも下表の要員が配置されることを想定している。ただし、人数に関しては目安であり、業務内容の効率化を勘案し履行期間内での増減は事業者からの提案を認めるものである。

体制	人数	主な役割・業務
業務主任	1名	本件業務全体のマネジメントを行い、業務としては全般的
		な業務のうち、主に助言・提案に関する業務を行う。
業務担当	1 ~ 2	業務主任の補助を役割とし、業務としては主に主管部の業
(システム	名程度	務システム向け支援を行う。
支援)		4.1.各業務システムの更改等企画書策定における確認・助
		言
		4.3.各業務システムの稼働後等評価における確認・助言
		4.8.システムにかかる費用の適正化に向けた作業内容精査
		および助言・提案
		4. 11. 各業務のシステム化に関するコンサルテーション支
		援
		4.12.情報システムの整備・運営にかかる各種資料確認・助
		言及び定期会議出席
		4.13.情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向
		けた再利用や活用の助言・提案
		4. 14. システム担当者 (PM) コンピテンシー向上施策の検討・
		実施
		4. 15. 業務システム間情報共有会の会議体運営
業務担当	1 ~ 2	業務主任の補助を役割とし、業務としては主に PMO 事務局
(事務局支	名程度	向け支援を行う。

援)	4.2. 各システムの進捗状況の定期的な把握・報告と対策を
	要する際の助言
	4.4. 業務システム主管部担当者名簿の定期的な更新等維持
	管理と改善提案
	4.5.情報システム整備計画の改訂にかかる各業務システム
	の予算要求状況の把握
	4.6.情報システム整備計画の改訂にかかる可視化等分析支
	援と投資配分適正化の助言
	4.7.システムに係る予算執行状況の把握・報告
	4.9. 各業務システムの基本情報やシステム構成等情報資産
	の定期的な棚卸等の管理
	4. 10. 情報資産の組織運営の効率化及び全体負荷軽減に向
	けた再利用や活用の助言・提案
	4. 16. プロジェクトマネジメント情報システム (PMIS) の運
	営・維持および改善提案
	4. 17. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関する文書(既
	存文書の改訂含む)標準化支援
	4. 18. IT ガバナンス及び IT マネジメントに関するプロセス
	改善検討・提案

・ 本件業務を遂行する上で十分な資格、能力、経験を有する人材と体制を確保すること。なお、便宜上担当を分けた記述としているが、PMOの業務が広範であることに 鑑み、業務は適宜分担して実施すること。

4.19.システム開発手法等情報収集支援

・ 作業担当者の配置に当たり、その想定業務量を3年間で合計77.1MMとする。

4.20.PMO 運営に係る支援

・ 要員に変更が生じる場合には、速やかに機構に連絡して承認を得ること。その際サービスレベルの低下を防ぐために、代替要員については能力及び経験が同等以上の者を選定すること。

#### 5. 3. 業務管理

本件業務の遂行にあたっては次の要件を満たすこと。

- ・ 業務遂行にあたっては、機構との調整を踏まえ、業務の状態が把握できるように管理を行うこと。
- ・ 機構からの依頼や、本件業務の遂行に問題が生じた場合には、速やかに報告できる よう管理を行うこと。
- 機構から指導・助言などを受けた場合には速やかに対応すること。
- ・ 実施業務に問題が発生した時は随時会議を開催することとし、受託事業者は機構と協議の上会議を招集し、これに参加すること。また、障害発生・対応状況の報告を 適時に行うこと。

#### 5. 4. コミュニケーション管理

本件業務についての関連情報の作成、共有及び蓄積等に関する基準を定め、本件業務の全参画者がその基準に従い、円滑かつ効率的なコミュニケーションを行うこと。次に示す業務を実施すること。

- ・ 作業工程ごとに会議・情報伝達計画を策定し、機構の承認を得ること。なお、会議・ 情報伝達計画では、会議体の目的、開催頻度、対象者等を明確にすること。
- ・ 策定した会議・情報伝達計画に基づき、各作業工程における各種作業に関する打ち合わせ、成果品等のレビュー、進捗確認及び課題共有等を行うための定例会を開催すること。
- ・ 定例会を開催するタイミング及び頻度については、各作業工程の特徴及び状況等を 鑑みて、機構と協議の上、必要に応じて変更すること。
- ・ 機構からの要請がある場合、または機構との協議が必要な事案が発生した場合には、 臨時の会議を随時開催すること。
- ・ 各会議が開催される都度、全出席者に内容の確認を行った上で、原則、3 営業日以 内に議事録を提示し、機構の承認を得ること。機構としても、受注者の確認作業に 協力する。

#### 5. 5. 情報セキュリティ管理

機構の「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」も踏まえ、次に示す業務等を実施し、セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、および発生した場合に被害を最小限で止めること。

- ・ 本件業務について、受託事業者内の情報セキュリティ管理者を配置すること。
- 情報セキュリティ対策状況について、機構に報告すること。
- ・ 情報セキュリティ対策について、各作業工程の状況に応じて、適宜改善案を検討し、 機構の承認を得ること。
- ・ 情報セキュリティ対策状況について、公正な立場で監査できる者によるセキュリティ監査が実施された場合には、受託事業者の負担と責任において迅速に対応すること。
- ・ 情報セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに機構に報告し、対応策について協議すること。
- ・ 本件業務を履行する上で知り得たシステムの構造、機器、セキュリティ設計及びソフトウェアで新たに開発された技術、知識並びに本調達において知り得た一切の情報等については、その機密を保持するものとし、機構に無断で公開または第三者への提供を行ってはならない。

#### 5. 6. 業務実施時間·場所·環境等

本業務における業務実施時間・場所・環境等については、以下のとおりとする。

- ・ 業務実施時間は受注者の裁量範囲となる。参考として機構関係者の勤務時間帯は 9 時 30 分~17 時 45 分(昼休み 12 時 30 分~13 時 15 分(45 分間)) である。但し、 土日及び国民の祝日を除く。
- ・ 業務実施者の業務場所として本部(東京都千代田区二番町 5-25 二番町センター ビル)内に 3~4 人程度の執務スペースを用意することは可能である。執務スペー スへの立ち入りに必要となるカードキーは貸出、ゲスト用無線 LAN は利用可。リモ ートワークも併用し、業務主任・担当者が本部内で業務を行うことは可能である。
- ・ 本件業務実施に必要となる端末は受注者にて用意すること。機構のコミュニケーション基盤(Teams)へのゲスト参加手続きは機構にて行う。なお、機構 Teams へのゲスト参加は Windows PC のみとなることに留意する。

#### 5. 7. 第三者の知的所有権

本件業務実施にあたり、第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受託事業者の責任において解決すること。

#### 5.8.情報の開示

機構が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に機構と協議の上、書面による承認を得ること。

#### 5. 9. 遵守事項

(1)機密保持、資料の取扱い

本業務における機密保持、資料の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 受託事業者は、業務上知り得た事項について、いかなる場合にもこれを第三者(受託事業者の社内において、本業務を担当している部署以外の部門に対しても)に漏らしてはならず、本件業務の目的以外に利用してはならない。また、機器、プログラム、データ、文書等については、機構の許可なく機構の本部から持ち出してはならない。本契約の終了後においても同様とする。受託事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受託事業者は、機構に直ちに報告しなければならない。また、その事故の損害に対する賠償等の責任について受注者の責任も免れ得ない。
- ② 本業務を履行するために必要である場合に限り、受託事業者は、機構が保有する各種資料等の閲覧、貸出しを申し入れることができる。貸出しの場合、受託事業者は、借用書等、機構が指定する書類を提出するものとする。

- ③ 本業務上知り得た事項について、業務終了等により不要となった場合、返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にし、「情報消去・破棄証明書」を提示するものとする。
- ④ 以上の事項が適切に講じられていることを確認するため、機構は受託事業者に遵守 状況の報告を求めることや、必要に応じて機構による実地調査を実施できるものと する。

#### (2) 個人情報の取扱い

本業務における個人情報の取り扱いについては、以下のとおりとする。

① 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め機構の承認を得た場合は、この限りでない。

イ保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、 複製してはならない。

口保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

- ② 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- ③ 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- ④ 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、機構が定める個人情報保護に関する実施細則(平成 17 年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、機構が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- ⑤ 機構の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- ⑥ 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに機構に報告し、その指示に従うこと。
- ⑦ 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を機構に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。ただし、機構から指示があるときはそれに従うものとする。

#### (3) 法令等の遵守

本業務における遵守する法令等については、以下のとおりとする。

- ① 契約書条文のほか、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び行政機関の保 有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- ② 受託事業者は、本業務の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案権及び意匠法上の権利又は技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずるも

のとする。受託事業者が必要な措置を講じなかったことにより機構が損害を受けた 場合は、機構は、受託事業者に対してその賠償を請求することができる。

#### (4)標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン解説書(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省行政管理局)」(以下「解説書」という。)を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

#### (5) 規程等の説明等

機構が定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程 平成29年規程(情)第14号」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(平成29年 細則(情)第11号)」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程(平成 29 年規程(情) 第 14 号)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(平成 29 年細則(情) 第 11 号)」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。また、

「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程(平成 29 年規程 (情) 第 14 号)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(平成 29 年細則(情) 第 11 号)」が最新版の統一基準群を反映するまでの期間についても、最新版の統一基準群を遵守すること。

#### 6. 成果物

本業務に関する以下の書類を紙媒体および電子媒体にて各1部納品すること。

成果物	納入時期
業務実施計画書(スケジュール表を含む)	本契約締結日から起算して 10
	営業日まで
月次業務報告書、及び打ち合わせ議事録	毎月末まで
業務実施報告書、業務完了届、及び業務従事者実績	各四半期末日まで
業務完了報告書	契約日最終日まで

加えて、以下(1)~(2)に留意すること。

#### (1) 検査

受託事業者は、検査に関わる次の条項を遵守すること。

- ・ 成果品等の納入が完了したときは、機構の検査職員に対しその旨を報告する。なお、 修正・改善の場合も同様とする。検査は四半期ごとに行うこととし、当該四半期中 に納入が完了した成果品等及び当該四半期中に完了した業務について速やかに業 務完了届を提出し、検査を受けなければならない。検査合格(機構からの合格通知) の後、契約金額内訳書に基づき請求書を発行する。
- ・ 検査に対する期間を考慮して、納入時期を設定すること。
- ・ 機構の監督職員の「質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。 また、修正および改善要求があった場合には、機構と協議・合意を以て、これに応 じなければならない。

#### (2) 著作権

本調達の成果品の原著作権及び二次的著作物(設定・作業・プログラム含む。)の著作権は機構に帰属するものとし、受託事業者においては著作者人格権等について行使しないこととする。なお、本調達以前より権利を有しているプログラム等(パッケージソフトウェア等)については、受託事業者又は製造元に保留されるものとする。

#### 7. 経費支払方法(成果物との関係)

本件業務の経費支払は確定払いとし、四半期毎に提出される業務完了届の検収完了を以て支払いを実施する。

#### 8. その他留意事項(入札制限)

情報システムの調達の公平性を確保するため、本仕様書に示す業務の受注者及びこの受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者の場合は、本件業務にて仕様書の確認・レビュー等の直接関与した調達案件の入札に参加することはできない。なお、要件定義の前段階におけるプロジェクトの計画作成の支援や調査研究を行った事実のみでは入札制限は設けない。

なお、新規システムの開発、既存システムの更新に際し、当該案件における後続工程への入札参加を予定している場合、当該案件への直接的な支援は本業務の対象外とする。万が一、各主管部より当該案件に係る仕様書作成支援等への協力依頼が PMO 事務局に寄せられた場合、当該案件への直接的な支援をしない旨、別途打合簿で確認する。

以上

#### 第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2業務仕様書(案)」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

#### 1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(<a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html</a>)

- (1) 社としての経験・能力等
  - 1)類似業務の経験
    - a)類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・(参考:様式1(その1))
    - b)類似業務の経験(個別)・・・・・・・・(参考:様式1(その2))
  - 2) 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
  - 1)業務実施の基本方針(留意点)・方法
  - 2) 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制等)
  - 3)業務実施スケジュール
- (3) 業務従事者の経験・能力等
  - 1)業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・・・(任意様式)

  - 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

#### 2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- (1)技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いします。(評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点はO点となりますのでご留意ください。
- (2) WLB 等推進企業(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の 促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業)への評 価については、別紙「評価表」のとおり、評価項目の内、「1. 社としての経験・ 能力等 (2) 資格・認証等」で評価しますが、評価表の「評価基準(視点)」及 び「技術提案書作成にあたっての留意事項」に記載の条件を1つでも満たしてい

る場合には、技術評価点満点100点の場合は一律1点、満点200点の場合は 一律2点を配点します。

#### 3. その他

技術提案書は可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙:評価表(評価項目一覧表)

#### **評価表(**評価項目一覧表)

評価項目	評価基準(視点)	配点	技術提案書作成 にあたっての留意事項
1. 社としての経験・能力等		40	業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
(1) 類似業務の経験	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、 発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、複数プロジェクトをまとめた「プログラム」や「ポートフォリオ」 に対するPM単業務、および官公庁及びこれに準ずる公的機関でのPMOに関す る業務とする。 ・過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を 与える。	30	過去10年までの類似業務の経験について一覧に記載ください。 載ください。 また一覧の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのか簡潔に記述してください。
(2) 資格・認証等①	【以下の資格・認証を有している場合評価する。】 ・マネジメントに関する資格(ISO9001 等) ・情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等) ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証	8	資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提 出願います。 「※行動計画策定・周知」 ・従来員が101人以上の企業には、行動計画の策 定、保集員が100人以下の企業には、行動計画の策 で、従業員が100人以下の企業には努力義務とされています。 ・行動計画策定後は、都道府県労働局に届け出る 必要があります。 ・行動計画策企業については、行動計画を公表
(2) 資格・認証等②	【以下の認証を有している。もしくは行動計画の条件を 1つでも満たしている場合には、一律2点とする。】 ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のい ずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、 プラチナくるみん認定」のいずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・ 周知」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」	2	および従業員へ周知した日付をもって行動計画の 案定とみなすため、以下に関する書類をご提出く ださい。(計画期間が満了していない行動計画を 策定している場合のみに限ります。) -厚生労働省のウェブリイトや自社ホームページ で公表した日付が分かる画面を印刷した書類 イントラネット等類 分かる画面を印刷した書類
2. 業務の実施方針等		120	業務の実施方針等に関する記述は20ページ以内と してください。
(1) 業務実施の基本方針(留意 点)・方法	・業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ・提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ・その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。	80	業務仕様書案に対する、本業務実施における基本 方針及び業務実施方法を記述してください。
(2) 未務夫施体制(安員計画・バックアップ体制)	・提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施(管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。 ・要員計画が適切か(外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務の外注が想定されていないか)。	30	業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のパックアップ体制を含む)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するか記述してください。
(3)業務実施スケジュール	・具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。	10	業務実施にあたっての作業工程をフロー チャート・作業工程計画書等で作成願います。
3. 業務総括者の経験・能力		40	業務総括者の経験・能力等(類似業務の経験、実 務経験及び学位、資格等)について記述願いま す。
	・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、 発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、複数プロジェクトをまとめた「フログラム」や「ボートフォリオ」に対する予約の業務、および官公庁及びこれに準ずる公的機関でのPMOに関する業務とする。 【特記すべき評価・助言例】 「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年)、「政府情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年)、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(2014年)、又は「デジタル・ガメント推進標準ガイドライン」(2014年)、又は「デジタル・ガメント推進標準ガイドライン」(2014年)取成「デジタル・ガメント推進標準ガイドライン」(2014年)取成、最新改訂・2023年)に基づき、本件業務が遂行できると判断できる、PMO業務を実施した実績があること。 ・概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	20	当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から (現職含む)、業務総括者の業務内容として最す。 も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系 列順に記述してください。
(2)業務総括者としての経験	・最近10年の総括経験にブライオリティをおき評価する。	10	
(3) その他学位、資格等	・発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。 【特記すべき資格例】 情報処理技術者試験: プロジェクトマネージャ (PM) 、システム監査技術者 (AU) 、その他高度情報処理技術主統 (中国) では Management Professional (PMP)、PgMP、PfMP 技術士 (情報工学部門) Certified Information Systems Auditor (CISA) Certified Business Analysis Professional (OBAP) Certified Business Analysis Professional (OBAP) Certification of Competency in Business Analysis (CCBA) ・その他、業務に関連する項目があれば評価する。	10	当該業務に関連する資格や英語の資格等を有する場合はその写しを提出してください。

合計 200

#### 第4 経費に係る留意点

#### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分 理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下 のとおりです。

#### (1)経費の費目構成

業務の対価

業務従事者ごとに月額単価を設定し、想定する人月を乗じ算出ください。単価には管理的経費含めて積算ください。

#### (2)消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100 に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行い ます。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終 的な契約金額となります。

#### 2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に 基づき、契約書に定められた額を支払いを行います。

#### 3. その他留意事項

(1) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構 と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。 受注者は、このような事態が起きることが想定された時点で速やかに担当事業 部と相談して下さい。

### 積算様式

1	業務の対価	(辛哈亚州)	(私共)
Ι.	未伤の刈川	(羊区25111)	(作用12人

(円)

	月額単価	人月	計
総括(業務主任)			
総括以外の業務従事者 (業務担当(システム支 援)等、複数名いる場合 は行を追加すること)			
計			

2. 合計(税抜) 1. = 円 (入札金
-----------------------

#### 第5契約書(案)

#### 業務委託契約書

- 1. 業務名称 情報システムPortfolio Management Office (PMO) 支援業務
- 2. 契約金額 金00,000,000円(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
- 3. 契約期間 20●年●●月●●日から20●●年●●月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と 受注者名〔組織名〕を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場にお ける合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信 義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### (総則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に規定する業務(以下「本業務」という。)を、業務仕様書の 定めに従って善良な管理者の注意義務をもって誠実に実施し、発注者は受注者に 対し頭書の「契約金額」の範囲内でその対価を支払うものとする。
  - 2 受注者は、本契約及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施 するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるもの とする。
  - 3 頭書の「契約金額」には本業務の実施に必要な諸経費並びに消費税及び地方消費税(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくもの。以下「消費税等」という。)を含むものとする。
  - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日 以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法 令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行 われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
  - 5 本契約の履行及び本業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者 に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に規定する監督職員を経 由して提出するものとする。
  - 6 前項の書類は、第 5 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
  - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本 契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠 償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 9 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、 予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁 的方法によるものとする。

#### (業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。
  - 2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
  - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、 また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本 契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものと する。
  - (2)発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該 第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。
  - (3) 第 18 条第 1 項第 8 号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

#### (監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構情報システム部 IT 企画課の課長の職にある者を監督職員と定める。
  - 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる 業務を行う権限を有する。

- (1) 第1条第5項に定める書類の受理
- (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
- (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
- (1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限 に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権 限に基づき了解することをいう。
- (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論 を得ることをいう。
- (4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第 2 項第 2 号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

#### (業務責任者)

- 第6条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
  - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括 管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
  - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

#### (本業務の内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の内容の変更を求めることができる。
  - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
  - 3 第 1 項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
  - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ

現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

#### (一般的損害)

第8条 本業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

# (第三者に及ぼした損害)

- 第9条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき 事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の 責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、 この限りでない。
  - 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (検査)

- 第10条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書 II「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
  - 2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
  - 3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

#### (債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

# (成果品等の取扱い)

- 第12条 受注者は、業務仕様書に成果品(以下「成果品」という。)が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第3項に規定する検査を受けるものとする。
  - 2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第3項の規定を準用する。
  - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
  - 4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果品等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
  - 5 受注者が提出した成果品等の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を 含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作 権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定 める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等 のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著 作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が 従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発 注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等につ いて著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
  - 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の 規定により本契約が解除された場合について、これを準用する。

#### (成果品等の契約不適合)

- 第 13 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
  - 2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格 又は同条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

#### (経費の確定)

第14条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、経

費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。 ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時まで に提出するものとする。

- 2 受注者は、第10条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、 当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度 末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
- (1) 本業務の対価(報酬) 契約金額内訳書に定められた額とする。

#### (支払)

- 第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
  - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容 の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を 受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正さ れた請求書を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数 に算入しないものとする。

#### (履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。
  - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。
  - 3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金 員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利

率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (天災その他の不可抗力の扱い)

- 第17条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象 国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべ からざるやむを得ない事由(以下「不可抗力」という。)により、発注者及び受注 者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅 滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発 注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その 後の必要な措置について協議し定める。
  - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

#### (発注者の解除権)

- 第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - (1)受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
  - (2)受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (3)受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
  - (4) 第22条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
  - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
  - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別 清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
  - (7)受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
  - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
    - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反 社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定す るところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢 力」という。)であると認められるとき。
    - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。

- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
- ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、 受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

#### (発注者のその他の解除権)

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
  - 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における収受しえたであろう利益は、契約金額を上限とする。

## (受注者の解除権)

- 第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
  - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

#### (解除に伴う措置)

- 第21条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の 実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等(仕掛中のものを含む。) があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したも のを発注者に引き渡さなければならない。
  - 2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額(ただし、既払金を控除する。)を受注者に支払うものとする。

#### (重大な不正行為に係る違約金)

- 第22条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
  - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法 令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による 最終処分がなされたときも同様とする。
    - イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的
    - ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受 注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中 に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資とし て違反行為が行われた場合に限る。)
  - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
  - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認

めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

- (6) 第14条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、 減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えると きは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することがで きるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
- (1)第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、 違反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して 支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

#### (賠償金等)

- 第23条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払 わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本 契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を 請求することができる。
  - 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指 定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支 払を請求する。

#### (調査・措置)

- 第24条 受注者が、第18条第1項各号又は第22条第1項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
  - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を 判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認め るときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行う ことができるものとする。
  - 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 22 条第 1 項各号に該当する不正等の事実 を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
  - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

#### (秘密の保持)

- 第25条 受注者(第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
  - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
  - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
  - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
  - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
  - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
  - 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又 は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
  - 3 受注者は、本業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
  - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反 行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置 を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならな い。

- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務 所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切で ある場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

#### (個人情報保護)

- 第26条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第60条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
  - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
    - イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の実施に必要な範囲を超えて利用、 提供、複製してはならない。
    - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
  - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
  - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
  - (4)保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める「個人情報保護に関する実施細則」(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
  - (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
  - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
  - (7) 受注者は、本業務の完了後、速やかに保有個人情報の利用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
  - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情

報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本業務が完了した後も引き続き 効力を有する。

# (情報セキュリティ)

第27条 受注者は、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」(平成29年規程(情)第14号)及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

#### (安全対策)

第28条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任 と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるもの とする。

# (業務災害補償等)

第29条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務 上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担にお いて十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

#### (安全対策措置等)

第30条 削除

#### (業務引継に関する留意事項)

第31条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

# (契約の公表)

- 第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に 公表されることに同意するものとする。
  - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
    - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
    - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
  - (1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

#### (準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

#### (契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

#### (合意管轄)

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず(調停事件を含む。)、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的 管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を 保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

#### 【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

#### 20●●年●●月●●日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 受注者

契約担当役 理 事 〇〇 〇〇

# 情報セキュリティに関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、契約業務に含まれる情報システム開発関連業務において、適切 な情報セキュリティ対策がなされることを目的とする。

#### (秘密の保持)

- 第2条 受注者は、発注者と受注者との間で締結された本契約に基づく業務(以下「本業務」という。)を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から開示された一切の情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏えいしない。なお、その開示は、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わないものとする。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
  - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
  - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
  - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
  - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
  - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
  - 2 受注者は、本業務に関わる業務責任者を含む業務従事者等(受注者の従業員の他、 再委託先の業務従事者等を含む。以下単に「業務従事者等」という。)に対して、 秘密保持に関する誓約書を提出させる。

#### (目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供 又は複製せず、また、いかなる場合も改ざんしない。受注者は、発注者の事前の書 面による承諾を得た場合を除き、第三者へ秘密情報を提供しない。

#### (管理体制の整備)

- 第4条 受注者は、業務従事者等が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成その他必要な措置を講じる。
  - 2 受注者は、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の者を業務従事者等として 業務に従事させる場合は、当該者に対しても、本契約に基づく一切の義務を遵守さ せる。
  - 3 受注者は、発注者の求めがあった場合は、受注者の資本関係・役員等の情報、本 業務の実施場所、業務従事者等の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研

修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提供する。

4 受注者は、情報システムの開発を行う場合、その開発工程において、情報システムのハードウェア又はソフトウェア等に発注者の意図しない変更が行われないことを保証する管理を、一貫した品質保証体制の下で行う。

#### (情報セキュリティインシデントへの対処)

- 第5条 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したとき、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。
  - 2 前項の違反行為等の発生又は発生の恐れがある事態が生じ、発注者に損害が発生した場合は、受注者は当該損害に対する賠償責任を負う。
  - 3 第1項に規定する違反行為等の発生又は発生の恐れがある事態が生じた場合は、 発注者は、少なくとも60日前に受注者に対する書面による予告通知のうえ、本契 約を解除することができる。

#### (情報セキュリティ対策の策定・履行)

- 第6条 受注者は、契約締結後速やかに、本業務に係る情報セキュリティ対策を策定 し、発注者に提出・説明した上で、発注者の承諾を得る。
  - 2 前項の情報セキュリティ対策は、以下の項目を含むものとし、発注者が推奨・提示するガイドライン等に含まれる対策を網羅する。
  - (1) 具体的な情報セキュリティ対策の内容
  - (2) 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制
  - (3) 本業務に係る業務従事者及び作業場所の特定
  - (4) 情報セキュリティ対策の履行状況の発注者への報告方法及び頻度
  - (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対応方法
  - (6)業務の一部を再委託する計画がある場合、その概要(再委託については、第8 条に基づき、別途書面による発注者の承諾を要する。)
  - 3 発注者は、受注者による本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、情報セキュリティ対策が適切に履行されているかを調査(発注者が別途選定した第三者による調査を含む。)することができる。
  - 4 発注者は、前項の調査の結果、受注者による情報セキュリティ対策の履行状況が 不適切であると発注者が判断する場合は、受注者に対し改善を指示することがで きる。受注者は、合理的な理由に基づく場合を除き、かかる改善の指示に従う。

## (秘密情報の返却又は廃棄)

第7条 受注者は、本業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、廃棄し、その旨を発注者に対し書

面により報告する。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

#### (再委託等の禁止)

- 第8条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託せず、請け負わせない。ただし、業務 仕様書に特別の定めがあるとき、又は次の各号の情報及び次項に規定する条件の 同意書を発注者に提供し、発注者の承諾を書面により事前に得たときは、この限り でない。
  - (1)受注者が委託等(以下「再委託等」という。)を行う相手方(以下「再委託先」 という。)の名称
  - (2) 再委託等を行う理由
  - (3) 再委託等により処理する業務の内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報の範囲
  - (5) 再委託先における本業務実施の安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
  - (7) 再委託先が独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号) に規定する「反社会的勢力」でない旨の誓約
  - 2 受注者は、前項ただし書の規定に従って、本業務の一部の実施を当該再委託先に 再委託等を行う場合は、次の各号の条件に基づいて行う。
  - (1)発注者が本特約条項において受注者に課す全ての条件は、当該再委託先に対しても適用される。
  - (2) 受注者は、発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、当該再委託先の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者がその責任を負う。

#### (有効期間)

第9条 本特約条項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

# 個人情報保護に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、契約(以下「本契約」という。)に基づく業務(以下「本業務」という。)に含まれる、又は含まれる可能性がある個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第60条第1項において「保有個人情報」と定義された、発注者が保有する個人情報を指す。以下同じ。)の取扱いに係る業務について、受注者において適切に個人情報の保護に係る安全管理措置が実施されることを目的とする。

#### (秘密の保持)

- 第2条 受注者は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から開示された個人情報を、秘密として保持し、第三者に開示又は漏えいしない。なお、その開示は、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わないものとする。
  - 2 受注者は、前項により開示された個人情報の安全を保持するために、必要な措置 を施す。

#### (目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を、本業務に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製せず、 またいかなる場合も改ざんしない。

#### (再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に委託せず、請け負わせない。ただし、次の各号の情報及び次項に規定する条件の同意書(同項第1号に規定する再委託先の同意に係る書面等を含む。)を発注者に提供し、発注者の承諾を書面により事前に得たときは、この限りではない。
  - (1)受注者が委託等(以下「再委託等」という。)を行う相手方(以下「再委託先」 という。)の名称
  - (2) 再委託等を行う理由
  - (3) 再委託等により処理する業務の内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報の範囲
  - (5) 再委託先における個人情報の取扱いに係る安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
  - (7)再委託先が独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号) に規定する「反社会的勢力」でない旨の誓約
  - 2 受注者は、前項ただし書の規定に従って、個人情報の取扱いに係る業務の一部の 実施を当該再委託先に再委託等を行う場合は、次の各号の条件に基づいて行う。
  - (1)発注者が本特約条項において受注者に課す全ての条件は、当該再委託先に対しても適用される。受注者は、かかる条件適用につき、当該再委託先の同意が確認

できる書面等を発注者に提出する。

(2) 受注者は、発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、当該再委託先の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者がその責任を負う。

#### (漏えい事案等への対処)

- 第5条 受注者は、個人情報保護法第68条に定める、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。
  - 2 前項の個人の権利利益を害するおそれが大きい事案等の発生に伴い、発注者に 損害が発生した場合は、受注者は、当該損害に対する賠償責任を負う。
  - 3 第 1 項に規定する個人の権利利益を害するおそれが大きい事案等が発生した場合は、発注者は、少なくとも 60 日前に受注者に対する書面による予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

#### (個人情報の返却又は廃棄)

第6条 受注者は、本業務の完了後、速やかに個人情報の使用を中止し、個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、廃棄し、その旨を発注者に書面により報告する。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

#### (管理体制の確認と検査)

- 第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務の開始に先立って、当該業務にかかる 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理の ために必要かつ適切な措置等(以下「安全管理措置等」という。)を策定し、発注 者に提出・説明した上で、発注者の承諾を得る。
  - 2 安全管理措置等には、以下の項目を含むものとし、個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)第5章(第23条から第39条)に含まれる対策 を網羅する。
  - (1) 個人情報の複製等の制限に関する事項
  - (2) 個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の具体的な対応方法
  - (3) 安全管理措置等の実施状況についての定期報告に関する事項及び受注者に委託された個人情報の取扱い状況を把握するための監査に関する事項(再委託先がある場合には再委託先の監査等に関する事項を含む。)
  - 3 発注者は、個人情報の取扱いが適切に管理されているかを確認するため、年1回以上の確認(発注者が別途選定した第三者による確認を含む。次項に規定する確認についても同じ。)を実施し、発注者が必要と判断する場合には受注者の事業所等において実施する。

4 前項に限らず、発注者が特に必要と判断した場合は、受注者は、個人情報の管理 状況を書面により報告する。発注者は、その報告の内容に基づき、発注者が必要と 判断した場合は、受注者の事業所等において、確認を行うことができる。

# (有効期間)

第8条 本特約条項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

# [附属書 I ]

# 業務仕様書

- 1. 業務の背景
- 2. 業務実施上の留意点・条件
- 3. 業務の内容
- 4. 成果品·業務実施報告書·業務提出物

# [附属書 I 別紙]

# 契約の管理について

#### 1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第5条に定義する監督職員(以下、「監督職員」という。)の指示、承諾 及び協議は、その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、同第6条に定義 する業務責任者(以下、「業務責任者」という。)と監督職員とがそれぞれ保管 する。
- (2) 以下、2. (2) 及び(3) に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者(以下、「契約推進第三課長」という。)が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2) で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

#### 2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件 を満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿(以下、これを「二者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
  - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更 (定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用)
  - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
  - 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更(以下「契約変更」という。)することができる。

<sup>1</sup> 以下、契約事務取扱細則(抜粋)のとおり。

<sup>(1)</sup> 契約の同一性が確保されること。

<sup>(2)</sup> 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

<sup>2</sup> 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

定

- ・ 主要な業務従事者(技術評価の対象となった者)の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿(以下、これを「三者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - 契約総額の増減を伴わない附属書 II 契約金額内訳書の変更(定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更)
  - 支払計画の変更
  - ・ 再委託先の決定・変更
- (3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更(上記 2. (1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用)
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容 にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

# 契約金額内訳書

# 【契約金額内訳書の作成方法】

「業務完了一括支払」ではない場合、契約金額内訳書を作成する必要があります。 業務の内容と支払方法を勘案し、入札時点で想定される内訳の費目を記載してくだ さい。

内訳の費目については、契約書(案)第14条とも平仄を合わせ、以下を想定してください。

# 1. 業務の対価(報酬)

対価を設定する業務ごとに分け、それぞれの対価(同じ業務を複数回実施する場合は単価)を記載してください。

また、一定の業務を継続して実施する場合は、一定期間(例:1か月)当たりの単価を記載してください。

#### 2. 直接経費

領収証等の証拠書類に基づいた実費精算によるものは、直接経費の項目ごとに分け、それぞれの契約金額を記載してください。

日当や宿泊料など、契約単価と実績に基づき支払額を確定するものについては、項目ごとに分け、それぞれの単価と想定される数量を記載してください。

# 様式集

#### <参考様式>

- ■入札手続に関する様式
  - 1. 競争参加資格確認申請書
  - 2. 委任状
  - 3. 共同企業体結成届 (共同企業体の結成を希望する場合)
  - 4. 質問書
  - 5. 機密保持誓約書
  - 6. 資本関係又は人的関係に関する申告書
- ■技術提案書作成に関する様式
  - 1. 技術提案書表紙
  - 2. 技術提案書参考様式 (別の様式でも提出可)

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。

(<a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\_tend\_evaluation.html</a>)

# 別紙

# 手続·締切日時一覧 (24a00476)

# 公告日 2024/09/06

メール送付先	e_sanka@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	資料交付の申請	メール	2024/09/06/(金)~2024/10/21/(月)正午まで	【配布依頼】(調達管理番号)_(法人名)	資料はメールまたはGIGAPOD経由で配布します。 申請メールに「機密保持誓約書」を添付して提出 ください。
2	資料閲覧の申請	メール	2024/09/06/(金)~2024/10/21/(月)正午まで	【閲覧依頼】(調達管理番号)_(法人名)	資料閲覧申込書に必要事項を記入しメールに添付ください。 閲覧時に「機密保持誓約書」を持参ください。
3	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2024/09/20(金)正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
4	質問に対する機構からの回答掲載	-	2024/10/03(木)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載 はありません。
5	技術提案書・競争参加資格確認申請書の 提出	メール	2024/10/21(月)正午まで	【提出】(調達管理番号)_(法人名)_技術提案書・競争参加資格確認申請書	技術提案書は、可能な限り1つのPDFファイルにまとめてください。
6	入札書の提出	電子入札システム	2024/10/21(月)正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項 目を入力ください。
7	技術提案書の評価結果の通知	メール	2024/10/31(木)まで	-	競争参加資格確認の結果、資格無しの場合もこの日までに通知します。
8	入札執行(入札会)の日時及び場所等	電子入札システム	2024/11/07(木) 14:00	-	入札結果については電子入札システムより通知し ます。